|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木土木事務所 | 賃貸借契約における検査（履行確認）について、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。  賃借物品名：バックホー   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 令和２年６月１日から同年８月29日まで | | 契約金額 | 294,800円 | | 完 了 日 | 令和２年８月29日 | | 検 査 日 | 令和２年７月２日（６月分）  令和２年８月３日（７月分）  令和２年９月７日（８月分） |   賃借物品名：バケット   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 令和２年８月６日から同月28日まで | | 契約金額 | 17,985円 | | 完 了 日 | 令和２年８月28日 | | 検 査 日 | 令和２年９月７日 |   賃借物品名：バックホー   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 令和２年８月30日から同年９月30日まで | | 契約金額 | 104,426円 | | 完 了 日 | 令和２年９月30日 | | 検 査 日 | 令和２年10月６日 |   賃借物品名：高所作業車   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 令和２年９月１日から同年12月１日まで | | 契約金額 | 565,479円 | | 完 了 日 | 令和２年12月１日 | | 検 査 日 | 令和２年10月５日（９月分）  令和２年11月５日（10月分）  令和２年12月２日（11月分）  令和３年１月４日（12月分） | | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【地方自治法】  （契約の履行の確保）  第234条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。  【大阪府財務規則】  （検査）  第69条  ４　契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の２第１項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。 | 今回の指摘を受け、年度当初の検査員指定の内容を十分把握しないまま検査を行っていたことを確認。以後の物品等の検査員指定に当たり、監査での指摘事項を改めて組織内に周知し、起案者、承認者、決裁者になる職員に注意喚起を実施。  また検査員が不在で検査ができないようなことがないよう、従前の主査に加えて副主査も検査員として指定した。 |

契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|  | 賃借物品名：バックホー   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 令和２年10月１日から同月30日まで | | 契約金額 | 73,700円 | | 完 了 日 | 令和２年10月30日 | | 検 査 日 | 令和２年11月２日 |   賃借物品名：バックホー   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 令和２年10月31日から同年11月30日まで | | 契約金額 | 76,156円 | | 完 了 日 | 令和２年11月30日 | | 検 査 日 | 令和２年12月２日 |   賃借物品名：タイヤショベル   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 令和２年12月21日から令和３年３月22日まで | | 契約金額 | 753,060円 | | 完 了 日 | 令和３年３月22日 | | 検 査 日 | 令和３年１月８日（12月分）  令和３年２月３日（１月分）  令和３年３月４日（２月分）（注） |   賃借物品名：高所作業車   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 令和３年２月15日から同年３月26日まで | | 契約金額 | 247,104円 | | 完 了 日 | 令和３年３月26日 | | 検 査 日 | 令和３年３月４日（２月分）（注） |   （注）３月分の検査は、検査員として指定された者が実施。 | 【大阪府財務規則の運用】  第69条関係  ２　規則第69条第２項による指定及び同条第４項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。  【会計事務の手引】  第５章　契約  第６節　契約の履行確認  １　履行確認の必要性  ３　検査  検査とは、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを確認するものです。検査によって契約の履行を確認し、府の債務が確定するので、すべての契約について行わねばなりません。 |  |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月29日）